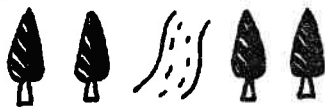


—やんぼ—
STOP! THE ハッ場ダムニュース



IN埼玉

No.40

2014. 2.22.

●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子●

私たちはこれからも諦めず

ハッ場ダム本体工事の中止を求めています。

「温泉に行きたい!」という友人を誘って川原湯温泉の共同浴湯「王湯」に行ってきました。泉質の良いことで有名な川原湯温泉は、かつては旅館や土産店、食堂が立ち並び、草津とは一味違ったひなびた温泉街として栄えていました。地元がハッ場ダム建設を受け入れたことで、住民は移転を余儀なくされ、旅館等は廃業、休業、代替地への移転が相次ぎ、その当時の姿が失われてしまいました。「王湯」も3月末日迄の営業で、その後は代替地に建設されている「王湯会館」に移転することが決まっています。私はもう一度「王湯」に入りたいと思っていましたので、湯の香りに包まれた至福の時を過ごしてきました。

ハッ場ダム関連工事は、湖面1号橋（ハッ場大橋）や付け替え鉄道の駅舎ができつつあり、また、本体工事用の作業ヤード造成工事も進められていて、本体工事着工に向けて動いている様子です。ハッ場あしたの会の渡辺さんの案内で、代替地や国道などをひと回りしましたが、やはりダム湖周辺の地すべりなどの危険性を感じました。

私たちは裁判の中で、ハッ場ダムは利水、治水の両面の不要性を立証し、ダム湖周辺の地質が脆弱で、地すべりの発生で取り返しのつかない惨事を招く危険性を訴えてきました。

しかし、東京、千葉、栃木の控訴審判決はいずれも敗訴でした。埼玉の東京高裁の裁判は、3年間の進行協議を経て、1月21日に第1回口頭弁論が開かれ、嶋津さんの証人尋問が認められたものの次回で結審です。

4月22日（火）午後2時～3時に東京高等裁判所で判決前の控訴審が開かれます。私たちはこれからも諦めず、ハッ場ダム本体工事の中止を求めています。

大高文子

—八ッ場ダム埼玉訴訟—

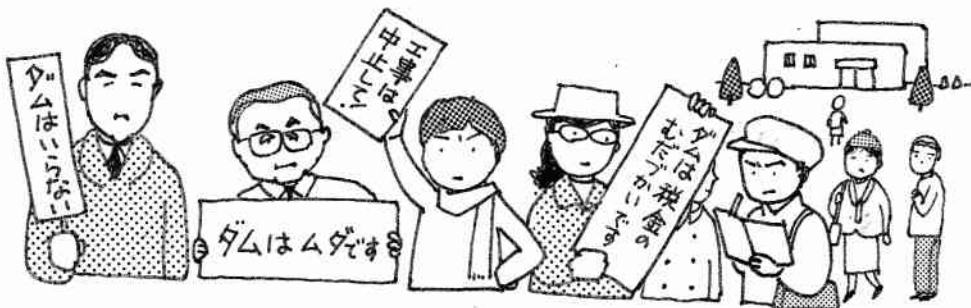
弁護士 野本夏生

八ッ場ダム埼玉訴訟は、1月21日（火）午前11時30分から、高裁段階に入ってから初めての口頭弁論期日が開かれました。1審・さいたま地裁の判決言い渡しから実に3年半振りの法廷での審理ということになりました。

第1回期日ということで、控訴提起以降、控訴人・被控訴人の双方から提出された準備書面を改めて提出する取り扱いが行われた後、進行協議の中で一番問題となっていた原告・控訴人側が申請している証人・控訴人本人尋問の採否についての裁判所の判断が示されました。結果は、利水について控訴人本人（嶋津さん）の尋問は認めるが、他の証人の申請に付いては必要がない、却下する、というものでした。スーパー堤防（高規格堤防）の築堤等も予定されている中、八ッ場ダム建設にどれだけの治水効果が期待できるのかは埼玉県にとっても重要なテーマであるはずですが、八ッ場ダムの治水効果を十分に検証した上でダム事業への参画を決めたと言えるのかを県側の証人に質したいところでしたが、残念ながらその機会は得られませんでした。

ということで、4月22日（火）午後2時からに指定された第2回期日においては、埼玉訴訟には控訴人の一人として名を連ねている嶋津さんの本人尋問を行うことになりました。1審判決以降、県が行った水需要予測と実績値との乖離がより顕著になっている実態を、パワーポイントを使って分かり易く証言していただく予定にしています。

この第2回期日において、控訴審の審理が結審となる可能性が高くなっていることでもありますので、ぜひ、多くの皆さんに傍聴に来ていただければと思います。よろしくお願いします。



12月21日(土)13:30から全水道会館で「八ッ場ダム住民訴訟9周年報告集会」が開催されました。この一年で状況はどんどん厳しくなってきましたが、一都六県の住民訴訟に関わる方達はくじけることなく八ッ場ダムを止めるために活動しています。年に一度、情報交換し連携を深め、八ッ場ダムを止めるための道筋を探るために今年も一堂に会しました。

基調講演

今本博健京都大学名誉教授：

「ダムにたよらない流域治水 夜明け前 ～滋賀県の挑戦にまなぶ～」

日本は明治以来の定量治水の考え方で、ダムありきの政策できた。それを転換し、まずは住民の命を守ることを最優先に考える流域治水に滋賀県が取り組んでいる。川を客観的な指標によって4つのランクに分けて、緊急性の高い川から改修工事をしている。滋賀県は全国9位の河川整備率で、災害復旧費も安く済んでいる。水害の被害者は半数は避難中であることから、水平避難だけでなく高いところに逃げる垂直避難も大事。

一つのダムに予算を注ぐのではなく、たくさんの河川の改修をした方が予算は少なくて危険度下げられる。目標治水安全度を1/30、1/10など実現可能な低い目標にして実現を優先すべき。

しかし、滋賀県も嘉田さんが変わったら元に戻るのではないか。ダムだけに頼らない治水を確固たるものにするには、定量治水から非定量治水の転換が必要である。

八ッ場ダム問題の今後

嶋津暉之さんが工期の延長と試験耐水した時の地すべりの危険性を指摘。八ッ場ダムが出来た時の様々なデメリットの中から、「自然の喪失」「脆弱な地質」「浅間山噴火時のリスク」などを解説。たとえ工事が進んだとしてもますます混迷を招く。

弁護団からの裁判の報告

- ・千葉 評価できるところが一つもない最悪判決
- ・東京 住民敗訴、しかし明白な違法である
- ・栃木 三ダムが対象、利根川から離れているのに八ッ場ダムの費用を負担 1/27判決が下りる
- ・埼玉 他の地域の裁判の様子見していたが、他の判決が出て急に急ぐようになった
- ・茨城 3/25 1:15～ 825号法廷に判決が下りる
- ・全体 国の行為が客観的に違法であっても「重大かつ明白」でなければ目をつぶる不当な法解釈。その後、各都県からの報告があり、議員の塩川鉄也氏、大河原雅子氏、初鹿明博氏から「諦めないで頑張りましょう」などの挨拶が続いた。また、高橋弁護団長が「判決がどこも酷い。それだけ相手を追い詰めている。諦めない！」と語り、最後に集会のアピール文を採択した。

ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会アピール



国土交通省は来年度、ハッ場ダムの本体工事に着手しようとしています。今年度中に本体準備工事が始まり、ダムサイト予定地の吾妻溪谷の景観が大きく損なわれる危険が迫っています。

今年8月上旬、国土交通省は、ハッ場ダムの工期を2015年度から4年先のばしする「ダム基本計画変更案」を発表しました。驚くことに実に4度目の計画変更です。国土交通省は工事の遅れの理由を専ら民主党政権が始めたダム検証にあるとして、「工期延長」のみの計画変更とし、地すべり対策などのために必要とされている事業費増額を先送りにしました。そして関係都県も、国土交通省の嘘を丸呑みにして、9月議会において計画変更に同意しました。関係都県が、地すべりの発生リスクとその対策等のために事業費増額が必要であることを予見できるにもかかわらず、ダムの安全性の問題を二の次にして国の基本計画変更にあ易に同意したことは無責任であり、強く抗議します。

治水・利水・危険性・環境・遺跡…訴訟のすべての争点で、ハッ場ダム計画はだくさんの嘘にまみれています。本来なら、この嘘を見破り、国と自治体の姿勢を断罪しなければならぬはずの司法も、行政に追随しました。

私たちの提起した住民訴訟は、今年3月に東京訴訟で、10月には千葉訴訟で東京高裁の判決が出ました。東京訴訟・大竹たかし判決は「一日校長事件」の最高裁判決の適用範囲を拡大解釈し、公共事業費負担に関する国と地方公共団体の関係を上命下服の関係と捉え、住民側に過重な立証責任を求めるといった不当な判断基準をもって、国と自治体の嘘を守りました。千葉訴訟・加藤新太郎判決は、重要な争点について判断せず、判示部分は細部の言い回しまで大竹判決をなぞるなどあからさまな手抜き判決であり、日本学術会議のお墨付きに頼るという権威主義にも走りました。

この裁判の意義の一つは、将来世代のために住民訴訟という、戦後憲法とともに誕生した地方自治のツールをつかって闘っている点にあります。ハッ場ダムにおける司法の姿勢は、憲法が保障する地方自治の意義をないがしろにするものであり、到底容認できないと私たちは考え、最高裁への上告に踏み切りました。「憲法の番人」としての最高裁の意義が問われる闘いになりました。

本日私たちは、真の意味で流域住民の「命を守る」治水のために、滋賀県で先進的な試みが始まっていること、そのためにダムより優先すべき様々な施策があることを学びました。私たち利根川流域住民にとって真に必要な治水は、計画が浮上してから半世紀以上が経過してすでに目的を失ったハッ場ダムではありません。吾妻溪谷の美しい自然を犠牲にするハッ場ダムではありません。権力が時計の針の逆転を試みようとも、真実を覆い隠そうとも、私たちは真の利根川治水を求めて、また、あるべき地方自治を求めて、今後も闘っていくことをここに宣言します。

2013年12月21日 参加者一同

「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されました

野田静枝

八ッ場ダム建設反対の連携団体で、うなぎのお話を伺いに印旛沼漁協見学会が企画され、私は参加を予定していたのですが…残念ながら前日に緊急事態が発生してキャンセルしました。

なぜキャンセルせざるを得なかったのか？理由は地球規模の不況と不安の小さな小さな片鱗とも言えるでしょう。街なかの商店街に深夜「捨て猫」されたのです。えっ！？捨て猫と不況が関係有ると不思議に思われる方が多いと思います。小さな小さな片鱗と表現したのは、不安からか「癒し」を求めて犬や猫に代表されるペットを飼い始めるが、不況の煽りで生活を変えなければならなくなり、先ずペットの餌代や医療費を締めての「捨て猫」や、引越し時にペットを連れて行かず放置するケースが増えてきています。その猫を救出するために深夜から早朝に緊急出動したので不参加になりました。「アベノミックスは何処？」と深夜の星に聞きましたが返事はありません。

そんな暗い世相の中で、ユネスコの無形文化遺産に「和食」が登録されて「土用にうなぎ」と代表される様に季節の中で体力消耗の時期にうなぎと言う高カロリーたんぱく質を摂取する理にかなった「和食文化」を世界に知らしめて保護をしていく、大賛成です。うなぎの蒲焼には、うなぎ、醤油、味醂、塗りのお重、炭、白米や、うなぎをさばく包丁とこれまた日本文化の伝統が集まって初めて「鰻のお重」が食べられるのです。昨今は国産鰻が獲れなくなり価格高騰の凄さ、なぜ？獲れないか？うなぎが育つ環境が破壊されているからです。

私たちが建設反対しているダムに代表される様に、うなぎの育つせせらぎや稲作用水路が大きく様変わりしてきているのです。天の恵みの雨が降って山を育てて檜や橡の山林となるのですが…手入れの簡単な杉山が多くなり高齢化から山も荒れて炭となる木材が採れません。八ッ場ダム計画地も美しい渓谷が様々な動植物と共生していました。自然の懐に抱かれて自然を敬い生活をしていたのです。この文化をコンクリートで、ダムで自然を破壊して遥か昔のダム計画を実行させる事に猛進している不可解さ？その実行の為に故郷の人々の心をも破壊して故郷を分断させている。21世紀になり自然を制御できない数多の事実を経験しているはずなのに、なぜ？恐れ多い自然との共生が世界の趨勢になっていると言うのに？食文化を支えるのは自然です。人々が穏やかに肥沃な大地を長く長く積み重ねて未来へと、この自然環境を手渡していくのです。コンクリート。国土強靱化で強く強くと硬いコンクリートであれもこれもと固めるのか？

自然破壊で食文化は守れません。ダムとうなぎは遠くて近い問題です。さ～て、ママチャリに乗って浦和へうなぎを食べに出かけます。うなぎパワーで諦めない！

部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

「無駄な公共事業」ハッ場ダム

民主党政権時代に「無駄な公共事業の象徴」とされたハッ場ダム(群馬県長野原町)を覚えているだろうか。2014年度の国の予算案には、本

体工事費が5年ぶりに計上され、8日には入札契約手続きも始まった。本当に造っているのか。

(篠ヶ瀬祐司)

民主党政権時代に「無駄な公共事業の象徴」とされたハッ場ダム(群馬県長野原町)を覚えているだろうか。2014年度の国の予算案には、本

体工事費が5年ぶりに計上され、8日には入札契約手続きも始まった。本当に造っているのか。

本体工事残る懸念

JR吾妻線の川原湯温泉

駅に降りると、橋脚の高さ約七十メートルの巨大な橋が眼前に迫ってくる。ダム完成時の湖面橋(ハッ場大橋)だ。山腹に造成された水没予定集落の代替地を結ぶ。

民主党政権は〇九年にハッ場ダムの本体工事の手続きを中断し、ダムの必要性や、建設根拠である利根川の最大流量(基本高水)計算方法などを検証した。その間も関連工事は続行。ダム建設も事業継続とされ、

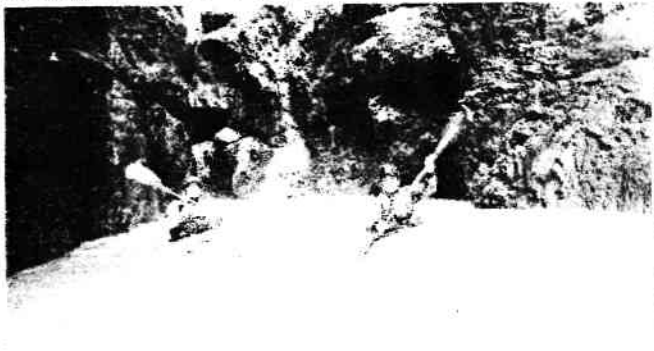
一年十二月に当時の前田武志国土交通相(民主)が工事再開を決めた。一三年十一月に工期延長などの基本計画の変更が行われ、十二月には国交省関東地方整備局の事業評価監視委員会が「事業継続が妥当」とのお墨付きを与えた。本体工事の入札期限は八月。早ければ一四年中に

地滑り対策費 追加せず 国名勝・吾妻溪谷の破壊

「ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会」の嶋津暉之代表は、着工ありきの国の姿勢を批判する。「地滑り対策費を足した総事業費をふさぎたいのは、追加負担を嫌う関係都県の反発を

建設に反対する市民たちは追及の声を強めている。問題点の一つが変更された基本計画のずさんさだ。関東地整は一二年、地滑り対策や集落代替地の安全対策費として計百五十億円の追加費用が必要と試算した。これが基本計画変更で盛り込まれなかったのだ。

吾妻溪谷で川原湯温泉愛好家が岩肌を愛する。2013年10月、群馬県東吾妻町で(坂本昭一さん提供)



住民の安全対策にも疑問符が付く。ダム湖予定地域周辺には、二十九所以上も地滑りの可能性が指摘されている。ハッ場ダム差し止め住民訴訟の群馬控訴審(東京高裁)では、原告側

避けるためではないか。建設予定地周辺は地盤が弱く、追加費用はさらにかかると主張する。市民団体「ハッ場あしたの会」では「負の遺産になることが明らかなダム建設のために、自然環境と文化遺産を壊しては将来世代に顔向けできない」と本体工事中止を求める署名活動を始めた。予算審議が始まる一月末に一次集約する予定だ。

申請の地質専門家が、国が想定する盛り土による対策について「長期的には盛り土の効果は薄れるし、大規模な盛り土は排水性を低下させて、かえって危険だ」と主張した。

最近では、カヤックで川下りを楽しむ人たちの間で、ダム建設による国名勝・吾妻溪谷の破壊を懸念する声も高まっている。カヤック上で撮った吾妻溪谷の映像をネット上に公開している坂本昭一さん(高崎市)は「吾妻溪谷の岩肌の美しさや躍動感に日本有数だ。この『生きている』川もダムができると死んでしまう。下流は岩がこけむし、水もおい誰も訪れなくなる」と気をもむ。

市民団体「ハッ場あしたの会」では「負の遺産になることが明らかなダム建設のために、自然環境と文化遺産を壊しては将来世代に顔向けできない」と本体工事中止を求める署名活動を始めた。予算審議が始まる一月末に一次集約する予定だ。

報部

FAX 03 (3595) 6911 Eメール tokuho@chunichi.co.jp

南摩(栃木県鹿沼市)、湯西川(同日光市)、ハッ場(群馬県長野原町)のダム3事業への栃木県の負担金支出差し止めなどを求めた住民訴訟の控訴審判決で、東京高

栃木

裁は先月、一審に続き住民の訴えを退けた。ただ、判決は異例にも南摩ダムからの撤退を「選択肢の一つ」と指摘した。ダムは本当に必要なのか。(篠ヶ瀬祐司)

住民訴訟で「撤退も選択肢」

南摩ダム高裁も疑問符



南摩ダムは一九九四年に、洪水調整や水道用水の確保などを目的に認可された思川開発事業の中核だ。ダムの高さは約八十七メートルで、開発の総事業費は約千八百五十億円にのぼる。民主党政権時に、南摩ダムは全国のダム事業とともに見直し検証の対象となった。継続の是非を決めるため、事業主体の水資源機構と関係自治体、国土交通省、関東地方整備局とで「検討の場・幹事会」がつくられた。結論は出ておらず、本体工事は始まっていない。東京高裁は一月二十七日の判決で、県の支出を認め

たものの、思川開発事業の利水について「参画判断の基礎とした事情に一部変更が生じていることや、水道用水供給事業としての今後の見通し等をかんがみて、被控訴人が思川開発事業から撤退するとの判断をすることも、政策的には十分考えられる」と指摘した。県に事業からの撤退をうながしたとも読める。

減る人口 ■ 水供給計画なし

栃木県は判決後も「県南地域における安全な水道水の安定供給を確保する上で、必要不可欠な事業だ」と(砂防水源課)と事業推進の姿勢を崩していない。南摩ダムの建設が予定されている南摩川は川幅が二、三メートルしかなく、流れの水も少ない。県内人口も



ダム建設予定地付近の南摩川。流れる水はわずかだった=栃木県鹿沼市で

減少が見込まれる。ダム建設に反対する住民は「市内の大芦川と黒川の水を南摩ダムに引き入れる計画だが、人も減り、水を使う計画もないなら、他の川の水を使ってまで巨大ダムをつくる必要はない」と一方、判決はハッ場ダムについても、住民側が主張した建設予定地周辺の地滑りの危険性について「うなずける部分があることは否定できない」と一定の理解を示した。ただ、住民側が主張したハッ場ダムの治水効果の低さは退けられた。市民団体「ダム反対鹿沼市民協議会」事務局の高橋比呂志さんが国交省への情報公開請求で入手した想定図によれば、利根川洪水で浸水する栃木県の一部地域は、ハッ場ダムの完成後も浸水面積や浸水の深さが変わらない。原告側はこの図面をもとに洪水軽減効果がないと主張したが、判決はこれに直接触れず、栃木県のハッ場ダムへの負担金支出を認め、原告側代理人の大木一俊弁護士は「具体論に入れればハッ場ダムの治水効果を否定せざるを得ないため、言及を避けた」と憤る。住民側は高裁判決を不服として七日に最高裁に上告した。さらに三ダム事業への栃木県の支出差し止めを求めていく方針だ。

埼玉の会 総会と講演会・写真展のご案内

3月30日(日) 浦和コミュニティセンター10階 第14集会室(浦和パルコ上階)

第一部 総会: 13:30~14:00 2013年度活動報告と2014年活動方針(案)

第二部 14:15~16:30

講演会「田中正造に学ぶ原発・ハッ場ダム問題」菅井益郎(国学院大学経済学部教授)

ハッ場ダム問題の報告とビデオ

★写真展: 3月30日(日)~31日(月)

さいたま市市民活動センター9階 多目的展示コーナー(浦和パルコ上階)

「大切なもの」~吾妻溪谷は消えるのか?ハッ場ダムは今~

(アニマル・サポート・メイトとジョイント開催)



~各地の裁判の日程 場所: 東京高裁 *傍聴しましょう!~

群馬 5月14日(水) 判決 825号法廷

茨城 3月25日(火) 午後1時15分 判決 825号法廷

埼玉 4月22日(火) 午後2時 証人尋問(嶋津さん)、結審 法廷未定

東京、千葉、栃木は上告中

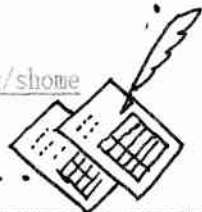
★署名活動「ハッ場ダム本
体工事の中止を求めます」
にご協力お願いします。

ハッ場あしたの会ホームページで
ネット署名も出来ます。

(第二次〆切3月末)

<http://yamba-net.org/showe>

[↓](#)



会費納入のお願い

埼玉の会の活動にご理解とご支援を頂きま
して、心から感謝申し上げます。当会の活動
は皆さまの会費やカンパによって支えられて
います。ご支援ご協力をよろしく願います。

■年会費 2,000円(2014年1~12月)

■郵便振替口座: 0180-2-334-064

■加入者名: ハッ場ダムをストップさせる

埼玉の会

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局: さいたま市桜区大字神田 288-3-203 (大高方) Tel & Fax: 048-826-6178

★ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 <http://yambasaitama.blog38.fc2.com/>

★ハッ場ダム訴訟 <http://yamba.sakura.ne.jp> ★ハッ場あしたの会 <http://www.yamba-net.org>